

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

山県市長 様

住 所

申請者 氏 名

被害者との続柄（ ）

電 話

### 誓 約 書

犯罪被害者見舞金（遺族見舞金・重症病見舞金）支給申請にあたり、犯罪被害者等（犯罪被害者のほか遺族を含む）が、山県市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条（見舞金の支給の制

限）に規定する次の各号に該当しないことを誓約いたします。

- （1） 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があるとき。ただし、犯罪行為発生時に親族関係が事実上破綻していたと認められる場合については、この限りでない。
- （2） 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発し又は、犯罪被害者等にも、その責に帰すべき行為があったとき。
- （3） 犯罪被害者又は遺族が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- （4） 犯罪被害者又は遺族が当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、前各号に定めるところに準じて見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

また、虚偽又は不正な行為等により見舞金の支給を受けたことが後に判明した場合には見舞金の返還を求められることがあり、その際、受給者には返還義務があることを理解しました。